

令和7年度地域密着型サービス、 居宅介護支援及び介護予防支援事業者 運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

● 目的

吹田市では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に運営指導を実施しました。

● 実施回数

吹田市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要領により、運営指導を1事業所あたり概ね6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和7年4月1日に運営していた事業所としています。

※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和7年度運営指導結果一覧表（Ⅰ）

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	1	33 %
夜間対応型訪問介護	0	0	0 %
地域密着型通所介護	46	7	15 %
（介護予防）認知症対応型通所介護	10	2	20 %
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	18	0	0 %
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	19	4	21 %
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	1	11 %
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0 %
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	50 %
居宅介護支援	100	12	12 %
介護予防支援	18	0	0 %
合 計	225	28	12 %

令和7年度運営指導結果一覧表（Ⅱ）

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘 【あり】の事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1/1	—	—	1
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	7/7	—	—	7
（介護予防）認知症対応型通所介護	2/2	—	—	2
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	4/4	—	—	4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1/1	—	—	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1/1	—	—	1
居宅介護支援	12/12	1	—	11
介護予防支援	—	—	—	—
合 計	28/28	1	0	27

第2 文書指摘事項

(1) 主な指摘事項

運営基準等の項目			件数	指摘事項
1	設備基準	設備に関すること	17件	安全対策、区画の不備等
2	介護給付費	基本料・加算に係ること	14件	医療連携強化加算、入浴加算等の算定要件の不備等
3	運営基準	個別サービス計画の作成等に係ること	5件	サービス提供記録の不備等
4	運営基準	具体的取扱方針等に係ること	5件	モニタリングの未実施、未記録等
5	運営基準	秘密の保持に係ること	5件	個人情報使用同意書の不備等
6	運営基準	その他	59件	運営推進会議の未開催、苦情記録、虐待関係等

(2) 主な指摘内容

I 人員基準

勤務体制等に係る指摘内容

生活相談員、看護職員、介護職員等で必要な人員が配置されていない。

従業員の勤怠管理に不備がある。

II 運営基準

個別サービス計画の作成等に係る指摘内容

居宅介護支援計画書と通所介護計画書に記載されているサービス内容や提供時間が異なっている。

提供するサービスの所要時間、日程、目標等が記載されていない。

具体的取扱方針等に係る指摘内容

利用者の身心の状態を把握するためのアセスメントや、目標達成状況等を把握するモニタリングが十分に行われていない。

モニタリングやサービス担当者会議の記録が作成されていない。

秘密の保持に係る指摘内容

従業者や従業者であった者が退職後も含め、秘密を漏らすことのないように必要な措置が講じられていない。

地域との連携に係る指摘内容

運営推進会議の開催回数や構成員に不足がある。会議記録が掲示、公表されていない。

虐待防止に係る指摘内容

虐待防止委員会の未開催、虐待防止のための指針の内容に不備がある。

研修関係に係る指摘内容

必要な研修及び訓練を実施していない、又は一部の従業者が不参加である。

研修等の報告がなく、従業員の参加が確認ができない。

運営規定、重要事項説明書等に係る指摘内容

運営規定や重要事項説明書の内容に、誤りや不足がある。

Ⅲ 設備基準

区画の不備等に係る指摘内容

専用区画の用途が届出内容と一致しない。

安全対策等に係る指摘内容

ナースコールの設置がない、または動作に不備がある。

洗剤等の誤飲防止措置が取られていない。

IV 介護給費関係

加算関係に係る指摘内容

入浴介助加算
サービス提供体制強化加算
看取り加算 等

必要な研修や定期的な会議を実施していない。

医療連携強化加算
入院時情報連携加算 等

対応した内容の記録が不十分である。

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- 利用者に対する虐待
- 重大な指定基準違反
- サービス内容に係る不正又は著しい不当
- 介護報酬請求に係る不正又は著しい不当
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ、これに従わず又は虚偽の報告をした
- 出頭を求められ、これに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
- 不正な手段により事業者指定を受けた

令和7年度については、監査の実施はありませんでした。